

## 再 評 価 書

事業名	二級河川堀切川 高潮対策事業		事業区分	河川	室名	河川・砂防室
事業概要	工 期	昭和 63 年～平成 30 年	全体事業費 (下段：前回)	9,450 百万円(負担率：国 0.4 県 0.6)		
	(下段：前回)	昭和 63 年～平成 25 年		9,450 百万円(負担率：国 0.4 県 0.6)		
<b>事 業 目 的 及 び 内 容</b>						
<p>(1) 事業の目的</p> <p>堀切川は、鈴鹿市東部の丘陵部に点在する農業ため池を源とし、水田地帯を流下し、寺家、白子の市街地を抜け、伊勢湾に注ぐ、流域面積 17.8km<sup>2</sup>、流路延長 3.9km の二級河川です。</p> <p>水門の建設、堤防嵩上げを行うとともに排水機場を建設することにより、高潮による堤内地への溢水被害を防ぐことを目的としております。</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>事業の内容は、次の通りです。</p> <p>延長 L=1500m (堀切川)、延長 L=700m (釜屋川)</p> <p>築堤 520m、掘削 7,400m<sup>3</sup>、護岸工 4,060m、橋梁 7 橋、水門・排水機場 2 基、用地補償 1 式</p>						
<b>事 業 主 体 の 再 評 価 結 果</b>						
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>前回の再評価実施後一定期間が経過し、なお継続中であるため三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条第 3 項に基づき、再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>① 昭和 63 年度から用地買収に着手</p> <p>② 平成 元年から工事に着手</p> <p>③ 平成 10 年度に事業再評価を実施</p> <p>④ 平成 14 年度に事業再評価を実施</p> <p>⑤ 平成 20 年度までに事業費ベースで 71%が完了予定</p> <p>※ 平成 30 年度に整備完了見込み</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>○周辺環境の変化</p> <p>堀切川および釜屋川の両岸には市街地が広がっており、浸水区域内の資産は増加傾向にあります。</p>						

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

(平成 14 年度 費用対効果分析結果；H12 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用)  $B/C=5872.00 \text{ 億円} / 97.34 \text{ 億円}=60.32$

※総便益  $B=$ 総便益(現在価値化)

※総費用  $C=$ 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化) - 残存価値(現在価値化)

(平成 20 年度 費用対効果分析結果；H17 治水経済調査マニュアルによる)

費用対効果(総便益/総費用)  $B/C=1843.83 \text{ 億円} / 91.92 \text{ 億円}=20.06$

※総便益  $B=$ 総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用  $C=$ 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の 0.5%現在価値化)

##### ○B/C低下の要因

氾濫解析手法の変更が要因です。

##### 4-2 地元意向

地域住民や以下の団体などから早期改修への強い要望があります。

- ・堀切川改修促進期成同盟会
- ・白子地区排水対策委員会
- ・寺家地区水害防止対策委員会

#### 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト縮減

護岸の材料・工法等における新技術の積極的な採用、建設発生土の工事間流用の促進等によりコスト縮減に努めていきます。

##### 5-2 代替案

全川を高潮堤で整備する案が考えられますが、橋梁など横断構造物の改築、多大な用地買収が必要であり、また、現在までに高潮水門が完成していることから、堀切川では現行の計画が妥当と考えられます。

#### 再 評 価 の 経 緯

##### H14委員会意見

再評価の結果、堤防のかさ上げや排水機場の建設を行い、高潮被害を防止するといった事業の必要性、投資効果が認められることから、事業継続を了承する。

なお、当該河川周辺には住民の憩いの場が数多く見受けられることから、親水性、地域景観にも十分に配慮すること。

##### 対応方針

堤防道路を利用して河口まで散策ができるよう整備する予定です。

#### 事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第 5 条第 1 項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。